

# 定期報告書

平成 24 年 月 日

岡山県知事 石井 正弘 殿

住所

[ 法人の場合には、その名称及び代表者の氏名]

氏名

印

電話番号

— —

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

家畜の所有者の氏名又は名称				
家畜の所有者の住所	郵便番号 —			
管理者の氏名又は名称				
管理者の住所	郵便番号 —			
農場の名称				
農場の所在地	郵便番号 —			
家畜の種類及び頭羽数	乳用雌牛			
	成牛	育成牛	子牛	
	頭	頭	頭	
	肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）			
	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛
	頭	頭	頭	頭
	肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）			
	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛
頭	頭	頭	頭	

家畜の種類及び頭羽数（続き）	繁殖牛			
	成牛	育成牛	子牛	
	頭	頭	頭	
	肥育豚 (子豚を除く。)	繁殖豚		子豚
		成豚	育成豚	
	頭	頭	頭	頭
	採卵鶏		肉用鶏	
	成鶏	育成鶏		
	羽	羽	羽	
	その他 ( )	その他 ( )	その他 ( )	その他 ( )
頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)	
畜舎等の数	畜舎		ふ卵舎	

注意 1 頭羽数、畜舎棟数は毎年2月1日時点のものとする。

2 「管理者の氏名又は名称」欄及び「管理者の住所」欄には、家畜の所有者以外に当該家畜の管理者がある場合に記入すること。

3 家畜の区分は以下のとおり

(1) 豚：愛玩用・展示用の豚は「繁殖豚」に記載すること。「成豚」とは月齢が満12月以上のものをいい、「育成豚」とは月齢が満3月以上満12月未満のものをいう。「子豚」とは、離乳した豚であって月齢が満3月未満のものをいう。（離乳前

(2) 鶏：「成鶏」とは日齢が満150日以上ものをいい、「育成鶏」とは日齢が満150日未満のものをいう。

(3) 牛：展示用や愛玩用の場合は、繁殖牛の欄に記載すること。「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。

4 「家畜の種類及び頭羽数」の「その他（ ）」の欄には、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、その種類ごとに該当するものを括弧内に記入の上、その頭数（羽数）を記入すること。

5 添付書類：以下の場合は飼養衛生管理状況などの添付書類が必要です。詳しくは家畜保健衛生所にお尋ね下さい。

①牛、水牛、馬、：2頭以上

②鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし：6頭以上

③鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥：100羽以上

④だちょう：10羽以上

6 牛、豚、鶏の農家の方で家畜保健衛生所の通知に基づいて報告される方は、愛玩家畜も合わせて報告してください。別に報告する必要はありません。